

◇行政不服審査法関連3法

年金関係の処分については二重前置を見直し

…行政不服審査法関連3法が公布、申立期間の延長…

政府は6月13日、行政処分

に対する不服申立前置の見直しなどを行う行政不服審査法関連3法を官報で公布した。

年金の行政処分(被保険者の資格、標準報酬、保険給付に

関する処分)に対して不服がある場合、社会保険審査官と社会保険審査会の2度の裁決を経た後でなければ、裁判所へ出訴することができない

(不服申立前置)が、この規定を見直し、社会保険審査官の採決を経れば、訴訟へ移行

できるような仕組みへ改正(二重前置の解消)することとしている。保険料の徴収等

に関する処分については直接出訴を可能とする。

また、社会保険審査官への不服申立期間を3ヵ月に延長(現行は60日)する措置も盛

り込んだ。

関連3法の施行は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(行政手続法の改正は27年4月1日から施行)。

■二重前置の解消

関連3法のうち、整備法は、不服申立前置の廃止・縮小を主な内容としている。

通常、行政処分に不服がある場合、不服申立てするか、直ちに訴訟するかは、国民が選択できる。しかし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴できない旨(不服申立前置)を定める個別法

が96存在している。例えば、年金の行政処分に關しては、行政不服審査法の適用が除外され、「社会保険審査制度」が個別に整備されており、提

訴するには社会保険審査官と社会保険審査会の2度の採決を経る必要がある。

この不服申立前置については、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判があり、今般の改正で、廃止・縮小する規定を盛り込んでいる。

ただし、①不服申立ての手続きに一番代替性(高裁に提訴)があり、国民の手続負担の軽減が図られている場合、

②大量の不服申立てがあり、直ちに訴訟されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合、③第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されていると考えられている場合等については、「不服申立前置」が存置される。

年金の行政処分に關しては大量の不服申立に該当することとしている。しかし、これまで社会保険審査官と社会保険審査会の両方の裁決を経

◇行政不服審査法関連3法

・行政不服審査法(法律第68号)

・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(法律第69号)

・行政手続法の一部を改正する法律(法律第70号)

なければ裁判所に出訴できなかった制限を解消し、社会保険審査官への不服申立を経れば、訴訟を提起することも可能とし、二重前置を解消(社会保険審査会への再審査請求も選択可能)する。また、年金の行政処分のうち、保険料徴収等に関する処分については、不服申立前置を廃止し、直接訴訟に移行できるようにする。

このほか、行政不服審査法を改正し、不服申立できる期間を現行の「処分があったことを知った日の翌日から起算して60日」から「3ヶ月」に延長する。社会保険審査制度もこの見直しの対象となる。